

# 手術の施設基準に係る院内掲示

令和6年1月～令和6年12月

区分1に分類される手術	手術の件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ 黄斑下手術等	0件
ウ 鼓室形成手術等	0件
エ 肺悪性腫瘍手術等	0件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件

区分2に分類される手術	手術の件数
ア 靭帯断裂形成手術等	0件
イ 水頭症手術等	0件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ 尿道形成手術等	0件
オ 角膜移植術	0件
カ 肝切除術等	0件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

区分3に分類される手術	手術の件数
ア 上顎骨形成術等	0件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ 母指化手術等	0件
オ 内反足手術等	0件
カ 食道切除再建術等	0件
キ 同種死体腎移植術等	0件

区分4に分類される手術	手術の件数
	0件

その他の区分に分類される手術	手術の件数
人工関節置換術	0件
乳児外科施設基準対象手術	0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び対外循環を要する手術	0件
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0件

# 医療DX推進体制整備加算に係る掲示について

武南病院・武南病院附属クリニックでは、医療DXを推進するための体制として以下の項目に取り組んでいます。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を診察室で閲覧又は活用して、診療する体制を実施しています。
- マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子カルテ情報共有サービスや電子処方箋の発行などの導入を検討しています。



## とっても簡単! マイナンバーカード

- 1 受付**  
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。  

- 2 本人確認**  
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。  
顔認証  or 
- 3 同意の確認**  
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。  

過去の情報を 利用いたします	(40歳以上対象) 過去の情報を 利用いたします
過去の診療以外の診療・服薬情報 を診療等に提供するご同意に お願いいたします。 この情報はあなたの診療や健康管 理のために活用します。	過去の健康情報を診療等に提供す ることにご同意ですか。 この情報はあなたの診療や健康管 理のために活用します。
<input type="button" value="同意しない"/> <input type="button" value="同意する"/>	<input type="button" value="同意しない・40歳未満"/> <input type="button" value="同意する"/>
- 4 受付完了**  
お呼びするまでお待ちください。  
  
カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

# 当院では患者さんの個人情報保護に取り組んでいます

当院では、患者さんの個人情報について下記の事項で使用しております。また、その取り扱いには注意をはらっております。なお、疑問などがございましたら担当窓口（1階事務室の事務員）にお問合せください。

令和元年7月1日  
院長 山中 明彦

## 当院における患者さんの個人情報の使用目的

### 1. 院内での使用

- ①患者様に提供する医療サービスに関しての使用
- ②医療保険事務に係る使用
- ③入退院等（退院後武南病院附属クリニックへ通院する場合）事務処理、または病棟管理業務に係る使用
- ④会計・経理処理に関する使用
- ⑤医療事故等があった場合の報告事項に伴う使用
- ⑥患者さんへの医療サービスの向上を図ることに付随する使用
- ⑦院内医療実習への協力による使用
- ⑧医療の質の向上を目的とした院内症例研究などによる使用
- ⑨その他、患者さんに係る管理運営業務に関する使用
- ⑩医療事故等を防止するため、患者さんベッドサイド及び病室入口のネームプレートに関する使用
- ⑪医療事故等を防止するため、入院患者さん、又は外来患者さんを氏名でお呼びすることに関する使用

### 2. 院外への情報提供としての使用

- ①他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携のための使用
- ②他の医療機関等から照会があった場合、その回答のための使用
- ③患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合の使用
- ④検体検査業務等の業務委託による使用
- ⑤ご家族等への病状説明のための使用
- ⑥保険業務の全部または一部を委託する場合、その委託業務による使用
- ⑦審査支払機関へのレセプトの提供に伴う使用
- ⑧審査支払機関または保険者からの照会があった場合、その回答のための使用
- ⑨事業者等から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知のための使用
- ⑩医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等に係る使用
- ⑪その他、患者さんへの医療保険事務に関する使用
- ⑫親類、会社上司、同僚、お知り合い等からの入院有無問い合わせに対する回答のための使用

### 3. その他の使用

- ①医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料を作成するための使用
- ②外部監査機関への情報提供のための使用

★上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口（1階事務室の事務員）までお申し出下さい。

★お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

★これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更をすることができます。

## 後発医薬品使用体制加算に関する院内掲示

- 当院では患者様の負担を軽減するため適正な品質評価を行った上で後発医薬品(ジェネリック医薬品)の採用を推進しています。
- 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者様にご説明いたします。

### 後発医薬品とは？

後発医薬品(ジェネリック医薬品とも呼びます)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等です。

## 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

長期収載品の選定療養とは、令和6年度診療報酬改定により令和6年10月1日から導入される制度です（※長期収載品とは：後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品）。

患者様の希望により長期収載品を処方した場合に、長期収載品と後発医薬品の差額の4分の1に相当する金額を、選定療養費（特別の料金）として患者様にご負担いただく仕組みです。

- 長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

- 選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで保険外診療にあたります。透析患者さん等公費を使用している方も、別途料金が発生します。

対象医薬品リストなど、詳細についてはこちらをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)（厚生労働省のホームページ）

## 入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っております。  
 医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時適温にて提供しています。

朝食：8時 / 昼食：12時 / 夕食：18時

### ■一般病棟 入院時食事療養費（Ⅰ）

食事代 (1食あたり)	一般所得者	510円
	低所得者Ⅱ/住民税非課税（90日までの入院）	240円
	低所得者Ⅱ/住民税非課税（90日以上の入院）	190円
	低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者/境界層該当者	110円
	低所得Ⅰ・Ⅱに該当しない難病患者	300円

### ■療養病棟 入院時生活療養費（Ⅰ）

負担区分	医療の必要性が低い方 医療区分Ⅰ		医療の必要性が高い方 区分Ⅱ・Ⅲ		指定難病患者	
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
一般/現役並所得のある方	510円	370円	510円	370円	300円	0円
低所得者Ⅱ（90日までの入院）	240円		240円		240円	
低所得者Ⅱ（90日以上の入院）			190円		190円	
低所得者Ⅰ			110円		110円	
老齢福祉年金受給者/境界層該当者	110円	0円	110円	0円		

※食費…1食につき（1日3食を限度）

※居住費…1日につき

2025年4月1日

社会医療法人社団大成 武南病院

# 武南病院 基本情報

病棟名：2階病棟（一般病棟） 病床数：28床  
施設基準：急性期一般入院基本料4（10対1）  
当病棟の1日に勤務する看護職員数 9名以上  
看護職員1名当たりの受け持ち数 9：00～17：00 6名以内  
17：00～9：00 14名以内

病棟名：3階病棟（一般病棟） 病床数：36床  
施設基準：急性期一般入院基本料4（10対1）  
当病棟の1日に勤務する看護職員数 11名以上  
看護職員1名当たりの受け持ち数 9：00～17：00 6名以内  
17：00～9：00 18名以内

病棟名：4階病棟（回復期リハビリテーション病棟） 病床数：33床  
施設基準 回復期リハビリテーション病棟入院基本料3（15対1）  
当病棟の1日に勤務する看護職員数 7名以上  
看護職員1名当たりの受け持ち数 9：00～17：00 11名以内  
17：00～9：00 17名以内

病棟名：5階病棟（医療療養病棟） 病床数：36床  
施設基準：療養病棟入院基本料1（20対1）  
当病棟の1日に勤務する看護職員数 6名以上  
看護職員1名当たりの受け持ち数 9：00～17：00 18名以内  
17：00～9：00 18名以内

病棟名：6階病棟（医療療養病棟） 病床数：36床  
施設基準：療養病棟入院基本料1（20対1）  
当病棟の1日に勤務する看護職員数 6名以上  
看護職員1名当たりの受け持ち数 9：00～17：00 18名以内  
17：00～9：00 18名以内

病棟名：8階病棟（一般病棟） 病床数：28床  
施設基準 急性期一般入院基本料4（10対1）  
当病棟の1日に勤務する看護職員数 9名以上  
看護職員1名当たりの受け持ち数 9：00～17：00 6名以内  
17：00～9：00 14名以内

# 武南病院 基本情報 (厚生労働大臣が定める掲示事項)

(令和7年2月1日現在)

管理者 山中 明彦  
診療時間 9:00~12:00 (受付時間 8:30~11:30)  
14:00~17:00 (受付時間 13:30~16:30)  
休診日 土曜午後・日曜日・祭日

## 病床数 (種別)

一般病棟	99床
回復期リハビリテーション病棟	33床
医療療養病棟	72床
介護医療院	36床
合計病床数	240床

## 指定医療機関

健康保険法による指定医療機関  
労働者災害補償保険法による指定医療機関  
地方公務員災害補償基金指定医療機関  
生活保護法による指定医療機関  
難病指定医療機関  
介護保険事業者指定医療機関  
二次救急指定病院

## 基本診療料に関する届出

当院では下記施設基準等の届出を行っております

### (一般病棟基本料)

- 急性期一般入院基本料 4 (2 階、3 階、8 階病棟) (R6.6.1 届出)

### (療養病棟基本料)

- 療養病棟入院基本料 1 (5 階、6 階病棟) (R5.1.1 届出)
- 回復期リハビリテーション病棟入院基本料 3 (4 階病棟) (R4.10.1 届出)

### (介護医療院サービス費)

- II 型介護医療院サービス費(I)(ii)多床室 (7 階病棟) (R4.4.1 届出)

### (その他)

- 救急医療管理加算 (R2.4.1 届出)
- 診療録管理体制加算 3 (H30.6.1 届出)
- 医師事務作業補助体制加算 1 75 対 1 (R4.4.1 届出)
- 急性期看護補助体制加算 25 対 1 (看護補助者 5 割以上) (R6.6.1 届出)
- 夜間急性期看護補助体制加算 50 対 1 (R4.4.1 届出)
- 看護補助体制充実加算 2 (療養病棟入院基本料) (R6.8.1 届出)
- 看護補助体制充実加算 1 (急性期看護補助体制加算) (R6.6.1 届出)
- 重症者等療養環境特別加算 (2 階、8 階) (H25.9.1 届出)
- 感染対策向上加算 2 (R6.6.1 届出)
- 後発医薬品使用体制加算 3 (R6.6.1 届出)
- データ提出加算 1、3 (H31.1.1 届出)
- 認知症ケア加算 3 (R6.8.1 届出)
- 看護職員処遇改善評価料 22 (R5.8.1 届出)
- 薬剤管理指導料 (H22.4.1 届出)
- せん妄ハイリスク患者ケア加算 (R7.2.1 届出)

## 特掲診療料に関する届出

当院では下記施設基準等の届出を行っております

- 地域医療体制確保加算（R4.10.1 届出）
- 夜間休日救急搬送医学管理料（H25.11.1 届出）
- 救急搬送看護体制加算 1（R2.4.1 届出）
- CT 撮影及び MRI 撮影（マルチスライスCT 16 以上）（H24.4.1 届出）
- 脳血管疾患等リハビリテーション（I）（H26.1.1 届出）
- 運動器リハビリテーション（I）（H26.1.1 届出）
- 呼吸器リハビリテーション（I）（H22.11.1 届出）
- 胃瘻造設術（H26.4.1 届出）
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算（H26.4.1 届出）

# 文書料一覧表

分類	文書種類	金額（税込）
診断書 同意書等	マッサージ同意書	¥2,200
	一筆診断書（当院様式）	¥5,500
	施設入所用診断書	¥5,500
	健康診断書	¥5,500
	成年後見	¥7,700
	臨床調査個人票（更新）	¥7,700
	臨床調査個人票	¥11,000
	身体障害者診断書（発症6ヶ月後）	¥11,000
	後遺症診断書	¥11,000
	障害年金診断書	¥11,000
証明書	各種証明書	¥3,300
	おむつ証明書	¥3,300
	手術証明書	¥3,300
	手術等診療報酬計算書	¥3,300
	傷病見舞金	¥3,300
	領収証明書	¥3,300
保険会社関係	生命保険診断書	¥7,700
	損害保険診断書	¥7,700
	運動器損傷証明書	¥7,700
	障害診断書	¥11,000
死亡診断書	死亡診断書	¥11,000
	死体検案書	¥11,000

令和7年4月7日現在

## 保険外料金 負担一覧表（税込）

### ◎オムツ等料金◎

・紙オムツ代（1枚）	400円
・オーバーナイト（1枚）	210円
・尿とりパッド（1枚）	100円
・洗濯代（1回）	300円

※おむつ交換、廃棄の費用は一切かかりません。

### ◎その他◎

・理美容代（1回）（外部理美容師に依頼）	500～5,000円
・洗濯代（1回）	300円
・エンゼルセット	11,000円
・ねまき代	2,550円

### ◎証明書・診断書等◎

証明書、診断書発行等に関する料金は、別途「文書料一覧表」をご確認下さい。

### ◎開示請求関係◎

・開示手数料（1件につき）	1,000円
・診療録、各記録の写し（コピー1枚）	10円
・画像コピー代（CD-R）	1,100円
・診療要約情報提供のための医師面談料金	5,500円
・送料	600円

個人情報の開示手続きについては、当院で定めた「個人情報保護に関する規則」に基づき所定の手続きが必要になりますので、詳細については1階事務室までお申し出下さい。

### ◎特別の療養環境の提供による病室◎

・1人部屋 8階病棟 (815/816/817/818号室)	10,000円
・2人部屋 8階病棟 (802/803/805/806/807/808/810/811/812号室)	2,000円

## 保険外併用療養費

### ◎特定療養費◎

同一の疾病又は負傷による入院期間の通算が180日を超えた日から選定療養の対象となり、入院基本料の15%に相当する額が特定療養費として患者様の負担となります。

一般病棟入院基本料（急性期入院基本料4）  
1日につき 2,412円（税込）

ただし、特定の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

例)

◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方

◎重症者病室に入院されている方

◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランク  
B以上）

◎脊髄損傷等の重度障害者

◎人工呼吸器を使用されている方

◎人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランク  
B以上）

この他にも選定療養から除外される条件があります。  
詳しくは1F 事務所へお尋ねください。

## 保険外料金 負担一覧表（税込）

### ◎オムツ等料金◎

・紙オムツ代（1枚）	400円
・オーバーナイト（1枚）	210円
・尿とりパッド（1枚）	100円
・洗濯代（1回）	300円

※おむつ交換、廃棄の費用は一切かかりません。

### ◎その他◎

・理美容代（1回）（外部理美容師に依頼）	500～5,000円
・洗濯代（1回）	300円
・エンゼルセット	11,000円
・ねまき代	2,550円

### ◎証明書・診断書等◎

証明書、診断書発行等に関する料金は、別途「文書料一覧表」をご確認下さい。

### ◎開示請求関係◎

・開示手数料（1件につき）	1,000円
・診療録、各記録の写し（コピー1枚）	10円
・画像コピー代（CD-R）	1,100円
・診療要約情報提供のための医師面談料金	5,500円
・送料	600円

個人情報の開示手続きについては、当院で定めた「個人情報保護に関する規則」に基づき所定の手続きが必要になりますので、詳細については1階事務室までお申し出下さい。

## 保険外併用療養費

### ◎特定療養費◎

同一の疾病又は負傷による入院期間の通算が180日を超えた日から選定療養の対象となり、入院基本料の15%に相当する額が特定療養費として患者様の負担となります。

一般病棟入院基本料（急性期入院基本料4）  
1日につき 2,412円（税込）

ただし、特定の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

例)

◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方

◎重症者病室に入院されている方

◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランク  
B以上）

◎脊髄損傷等の重度障害者

◎人工呼吸器を使用されている方

◎人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランク  
B以上）

この他にも選定療養から除外される条件があります。  
詳しくは1F 事務所へお尋ねください。

# 明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することとしております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

2023年4月1日

社会医療法人社団大成会  
武南病院